

令和元年(ワ)第33338号
新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件
(次回期日:2021(令和3)年3月1日)

原告 半澤一宣
被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

準備書面(その11)(被告JR西日本)

2020(令和2)年11月28日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

訴状の「請求の趣旨」の2に記した損害賠償請求についての補足説明

原告は、当該項目において、
運賃及び新幹線特急料金の払戻金
精神的苦痛に対する慰謝料
の合計額の支払いを求めています。

これについては、以下のように解釈いただきたく存じます。

例えば宅配便の荷物で、輸送中の衝撃など運送会社に責のある事由で中身が傷ついたり壊れたりして届いた場合、運送会社には宅配便の運賃の返還と共に中身の弁償にも応じる義務が生じます。

それは運送会社の約款に明記されているからでもあります。宅配便の利用者は「中身を元のまま傷つけないで届ける」のは常識であり当然のことと期待しており、それが社会の暗黙の了解事項にもなっているからです。

これを本件訴訟に置き換えて考えた場合、原告が2019年8月6日の「のぞみ138号」に乗車したとき隣席の客からの三次喫煙によって体調不良(呼吸困難)に陥り、更に■■■■車掌の失行によって精神的苦痛を受けた(肉体的にも精神的にも傷つけられた)のは、上記の宅配便の例で言う「中身が傷ついて届いた」(原告の場合は心身共に傷ついた状態で目的地に着いた)に相当します。

ですから本件訴訟では、上記は宅配便の例で言う「宅配便の運賃の返還」に相当し、
は同じく「中身の弁償」に相当するわけです。

にもかかわらず、被告JR西日本が、上記の支払いを拒絶しているのは、宅配便の業者が「中身が傷ついたり壊れたりしても届けさえすれば損害賠償に応じる義務は無い」と主張するのと同じ理屈になるわけで、原告はこのことの不当性を指摘しているのです。

以上